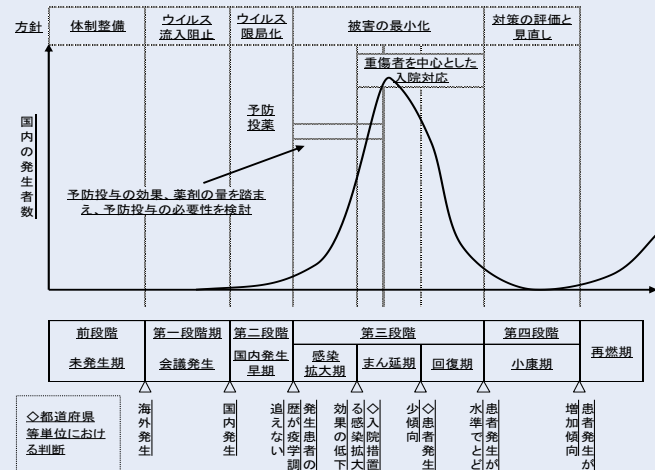


堺市一般廃棄物処理等業務継続計画（新型コロナウイルス等）①

業務継続計画（BCP）は、新型コロナウイルス等の発生に備えるため、あらかじめ非常時においても優先的に実施する必要のある業務を特定し、その実施体制や対応手順を示し、非常時の防止策や業務の優先度、人員等が不足した場合の対応等を定めることにより、職員及びその家族の生命と健康を守るとともに、市民の生活環境の保全と公衆衛生の維持を図ることを目的に、事業の継続のための必要な措置について定めるものである。

感染者の発生段階等

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議が定める「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」で示す新型インフルエンザの発生段階等は次のとおり。このため、継続する業務は、発生段階区分や職員及び委託業者等従業員の感染状況により、適宜対応を行う必要がある。



※出典: 新型インフルエンザ等感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例(環境省)

職員感染時等の対応

職員の感染が判明した場合や、庁舎を利用した者の感染が判明した場合は、「庁舎内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の初動対応（堺市）」に応じて対応を行う。

なお、濃厚接触者の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）-患者クラスター（集団）の迅速な検出の実施に関する追加-（国立感染症研究所 感染症疫学センター）」により、行うものとする。

非常時優先業務

非常時優先業務とは、新型コロナウイルス等の流行時においても優先して実施すべき業務のことである。
○非常時優先業務は、市民の生活環境の保全等を最優先とするため、次の方針に従い選定する。

<< 方針 >>

- ◎ 職員の安全を確保しつつ、部を挙げて非常時優先業務を実施する
- ◎ 生活ごみ・し尿・死犬猫等収集、ごみ焼却・し尿処理施設は休止しない
- ◎ 委託業者等ごみ処理関係事業者へ積極的に情報提供及び対策を求め、業務継続体制の確保を求める。

○方針に従い優先する業務は、次のとおりとする。

区分	業務内容	業務数
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等に関する対策、調整等 ・廃棄物収集運搬、関連業務 ・処理施設稼働、関連業務 	18
縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の管理 ・照会回答や本件外の他都市間調整 ・施設の建設、改修計画 ・人と近距離になる指導啓発 	43
休止	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における啓発や減量化資源化に関する調査分析 ・粗大ごみふれあい収集 	12

※詳細は、各課優先通常業務調査票による。

感染防止策

国内発生早期から感染防止策に努め、感染拡大を最小限に抑えるようにする。
主な感染防止策は次のとおりとし、各業務においてその他必要な措置を講じるものとする。

- 基本的事項
 - ・ 対人距離の保持
 - ・ 小まめな手洗い、消毒の実施
 - ・ 咳エチケット
 - ・ 定期的な清掃、消毒
 - ・ マスク等個人防護具の使用
 - ・ 出勤前の体温測定（37.5度以上の発熱等は原則休務とする）
 - ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避
- 事務所における業務
 - ・ 換気の励行（2方向の窓を同時に開ける等）
 - ・ 訪問者の立入制限、氏名住所の把握
 - ・ 窓口等でのガラス等の仕切りの設置
 - ・ 人が多数出席する会議の削減（ビデオ会議、電子メール等を活用）

○ 収集運搬・中間処理業務

- ・ 作業終了後の手洗い消毒の実施
- ・ 施設の定期的な清掃及び消毒の実施
- ・ 作業を行う作業員のペアや使用する車両の固定（濃厚接触者拡大防止）
- ・ 施設の窓開等、可能な限りの換気
- ・ 防護具を他人と共有しない

※ 参考：事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改定案)(厚生労働省)

収集運搬における人員不足が生じた場合等の対応

市民の生活環境の保全上、最重要となる廃棄物の収集運搬において、流行時等に人員が不足した場合における優先すべき業務を次のとおりとする。

継続優先度	休止・縮小等を検討する業務
維持	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみの収集運搬（著しい人員減少時には、収集回収の削減（週2→週1）を検討） し尿の収集運搬 死犬猫等の収集運搬 継続ごみ収集（家庭系含む）
高	人員減少に伴い休止する業務 <ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ、不燃小物類収集運搬 プラスチック製容器包装収集運搬 ペットボトル収集運搬 缶・びん収集運搬 小型金属収集運搬 古紙収集運搬 小型家電収集運搬 水銀使用廃製品収集運搬
中	感染防止措置のため休止する業務 <ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみふれあい収集
低	感染防止措置のための初動対応として自粛要請する業務 <ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみふれあい収集 アドプト、町会清掃ごみ回収 臨時ごみ収集

※上記に従い、適宜市民及び委託業者等へ指示・調整等を行う。

中間処理施設における人員不足が生じた場合等の対応

流行時等に人員が不足した場合における優先すべき業務を次のとおりとする。

継続優先度	休止・縮小等を検討する業務
維持	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、し尿処理施設の稼働
高	人員減少に伴い休止する業務 <ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設以外の中間処理施設 破碎施設
中	感染防止措置のため休止する業務 <ul style="list-style-type: none"> 清掃工場直接搬入（段階的休止：家庭系→事業系）
低	感染防止措置のための初動対応として自粛要請する業務 <ul style="list-style-type: none"> 清掃工場直接搬入

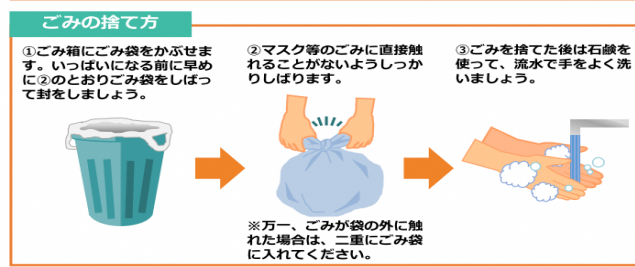
※中間処理施設を休止等する場合は、収集運搬業務と連携するよう調整が必要。

市民周知

収集運搬作業員等への感染拡大防止のため、早期段階で次のような周知を行う。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。



『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



円滑な業務遂行のため、平時から取り組むべき重要項目

- 業務・人員関係
 - ・ 職員の感染予防対策を周知徹底する
 - ・ 業務担当者以外の職員でも非常時優先業務遂行が可能となるようマニュアル整備する
 - ・ 非常時優先業務や感染防止策につき、非常時に対応できるよう委託業者と平日頃から調整・協議
- 物資の確保
 - ・ 非常時優先業務を遂行する上で必要となる事務用品や防護具を確保する（防護具については、委託業者等にも確保しておくよう周知する）